

学科試験・技能試験免除手続き（免免手続き）

教習所を卒業した方のうち、

- 原付・小型特殊免許以外の免許を受けている方が、別の種類の第一種免許を受ける場合
- 第二種免許を受けている方が、別の種類の第二種免許を受ける場合
- 現有免許に付加されている条件を解除する場合（限定解除）

には学科試験と技能試験が免除となります。

※ **ただし免許証の住所が愛媛県内であること。**

学科試験と技能試験免除の手続き

受付	<p>月～金（平日のみ、土・日・祝日、12/29～1/3は除く） 松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方の受付は免許センターのみ。</p>	
	<p>免許センター PM1:00～PM1:30（1階⑩番窓口） 県外の教習所を卒業された方は、1階④番窓口にお越しください。 受付から免許の交付まで3時間ほどかかります。</p>	
	<p>警察署等(免許住所を管轄する警察署でなければ申請できません) AM8:30～PM5:00 受付から免許の交付まで約1ヶ月かかります。</p>	
必要なもの	<p>県内の教習所卒業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転免許申請書 ・申請用写真1枚（申請書に貼付してない方） （縦3cm×横2.4cm、無背景、無帽、6ヶ月以内に撮影したもの） ・卒業証明書 ・仮運転免許証 （大型一種・二種、中型一種・二種、準中型、普通一種の方） ・印鑑（認印） ・運転免許経歴証明書（必要な方のみ） 	<p>県外の教習所卒業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・申請用写真1枚 （縦3cm×横2.4cm、無背景、無帽、6ヶ月以内に撮影したもの） ・卒業証明書 ・仮運転免許証 （大型一種・二種、中型一種・二種、準中型、普通一種の方） ・印鑑（認印） ・運転免許経歴証明書（必要な方のみ）
	<p>申請手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種 1,700円 ・大型一種・中型一種・準中型 1,550円 ・その他 1,750円 <p>県外の教習所卒業者の方、県内の教習所卒業者の方で申請書に証紙が貼付されていない方は申請手数料が必要です。</p> <p>申請書に証紙が貼付されている方は申請手数料はいりません。</p> <p>交付手数料 2,050円（1種類増えるごとに200円追加）</p>	
手数料		

限定解除の手続き

受付	<p>月～金（土・日・祝日、12/29～1/3 除く。）</p> <p>松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方の受付は免許センターのみになります。</p>
	<p>免許センター AM9：30～PM0：00、PM2：00～PM4：00（平日のみ）</p> <p>受付窓口 1階⑦番窓口</p>
	<p>警察署等 AM8：30～PM0：00、PM1：00～PM4：00（平日のみ）</p>
必要なもの	<p>運転免許証、技能審査合格証明書</p>
手数料	<p>1,400円</p>
限定解除とは？	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免許証の限定条件等を審査し、その条件を解除することです。 ○ 眼鏡等の解除の方は、眼鏡等の条件解除となります。手数料はいりません。 ○ 限定解除はすべて免許証の裏書になります。